

2021年度「規制緩和要望」について

〔 2021年12月29日
一般社団法人 第二地方銀行協会 〕

当協会は、2021年度「規制緩和要望」を別添のとおり取りまとめ、内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

調査部：大野

TEL:03-3262-2269

2021年度 規制緩和要望

一般社団法人 第二地方銀行協会

目次

保険募集関連

- No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃.....1
- No. 2 保険業法上の構成員契約規則からの銀行の除外.....3
- No. 3 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し、事務手続きの緩和.....5
- No. 4 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃.....7

不動産仲介業務関連

- No. 5 「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁9
- No. 6 地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁 11

割賦販売法関連

- No. 7 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外 13
- No. 8 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外 15

A T M関連

- No. 9 海外発行カード対応 A T Mでの引出手数料に関する利息制限法の緩和 17

信用保険制度関連

- No. 10 中小企業信用保険制度の対象業種の追加 19

電子納付関連

- No. 11 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進..... 21

AML/CFT 対策関連

No. 12 銀行の継続的顧客管理に対する公的な支援	23
No. 13 法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充	24
No. 14 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加.....	25
No. 15 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し.....	27

保険募集関連

No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃

I. 要望の具体的内容

「人生100年時代」を見据え、個々人が「安心した老後」に向け、安定的な資産形成の検討をしているが、融資先販売規制・担当者分離規制といった銀行窓販に係る弊害防止措置（以下、「本規制」という）により、様々な弊害が発生している。老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制を撤廃していただきたい。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

本規制は、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられている。本規制の該当時、顧客の希望があっても、銀行は商品販売ができない。

2. 現状制度の弊害

【融資先販売規制における弊害】

① 老後の安定的な資産形成支援の阻害

銀行は、iDeCoと並んで、資産形成手段として、平準払いの変額養老保険（資産運用しつつ死亡保障を備えられる保険）を勧奨。しかし、規制に該当する場合、保険に加入できない（又は保険金額の制限が発生する）ため、顧客本位の資産形成支援に大きな支障。

② 顧客利便性の低下

- (1) 医療・治療環境の変化から、医療保険やがん保険も定期的な見直しが必要だが、顧客ニーズに応じた総合提案を行えない
- (2) 顧客の大半は、勤務先の銀行取引内容、本規制を知らない。勤務先を理由に利用商品が限定される事は理解を得にくく、顧客から不満の申し出を受けた例もある
- (3) 顧客が来店した際、対応できる職員が不在の場合、再度の来店が必要

③ 銀行の事務負担

勤め先の融資有無確認、規制の説明等、規制対応の事務負担が大きい。

【担当者分離規制における弊害】

④ 顧客利便性の低下

- (1) 銀行が特定地域金融機関を選択している場合、小口規制により顧客の必要保障額を満たす保険提案を行えない事例有

(2) 規制対象商品と対象外商品を比較説明する際、複数の担当者が時間をとって説明しなければならず、顧客利便性が阻害

3. 想定される効果

本規制が撤廃されることにより、個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、「老後の安定的な資産形成の促進」、「顧客の利便性向上」が期待できるとともに、銀行側の事務コスト削減が促進されるものと考えられる。

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

（該当法令等） 保険業法施行規則第 212 条

No. 2 保険業法上の構成員契約規則からの銀行の除外

I. 要望の具体的内容

「人生100年時代」を見据え、個々人が「安心した老後」に向け、安定的な資産形成の検討をしている。生命保険募集人である企業の役職員および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している「構成員契約規制」（以下、「本規制」という）により、「個人年金保険」等、老後に向けた資産形成を手助けする商品の提供に支障がある。

老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制から銀行を除外、または実質的な支配が及ばないと想定される場合には、本規制の対象とならないようにしていただきたい（例：銀行員が少数しか出向していない、担当者レベルの銀行員しか出向していない場合）。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

本規制は、企業の役員や使用人保護の観点から、業務上の地位等を不当に利用しての圧力販売を防ぐというもの。ただし、本規制は、広く適用されており、銀行職員が少数しか出向していない（例：担当者クラスが1名だけ出向）、資本的関係がないなど、銀行が実質的影響・支配力が及ばせない企業に対してまで対象となっている。

上記により、銀行は、影響力の及ばない出向先の全役職員に対して、生命保険募集に関する制約が発生する。

2. 現状制度の弊害

そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されており、一切の販売禁止を措置することは過剰な規制。銀行は販売者による説明責任の着実な履行と不適切な募集に対する苦情対応なども含めた適切な事後措置を整備しており、過剰な規制ではないかと考える。また、本規制により、以下の弊害が起こっている。

① 老後の安定的な資産形成支援の阻害

構成員契約規制の対象となる「個人年金保険」や「一時払終身保険」などは、老後に向けた資産形成を手助けする商品であるにも関わらず提供できないため、顧客本位のコンサルティングの支障である。

② 顧客利便性低下

- ✓ 顧客の大半は本規制を知らず、仮に本人の希望があったとしても申し込みができない
- ✓ 「勤務先のために対応できない」という顧客本人に直接起因しない理由では、顧客側の理解は得づらい状態

3. 想定される効果

本規制が撤廃されることにより、個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、「老後の安定的な資産形成の促進」、「顧客の利便性向上」が期待できる。

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号、平成 10 年大蔵省告示第 238 号、
保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2（11）

No. 3 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し、事務手続きの緩和

I. 要望の具体的内容

規模が大きい特定保険募集人に関して、以下2点の見直しをお願いしたい。

① 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し

顧客の保険の選択肢増加・利便性向上のために、規模が大きい特定保険募集人の該当基準を見直していただきたい。具体的には、条件の一つとされている、「直近の事業年度末において、(生保・損保・少額短期保険の業態ごとの) 所属保険会社等の数が15社以上」という要件の撤廃を検討していただきたい。

② 事務手続きの緩和

事務効率化の観点から、いずれかの業態が「規模の大きい特定保険募集人」に該当した場合、該当する業態だけ、事業報告書を作成することとしていただきたい。

II. 要望理由 (具体的内容等)

1. 制度の現状

- ✓ 「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当。なお、「所属保険会社等の数」、「手数料・報酬等の合計額」は、生命保険・損害保険・少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定する

【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上

【条件2】所属保険会社等の数が2社以上かつ直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上

- ✓ 上記条件に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられている。また、いずれかの業態で該当すれば、「規模が大きい特定保険募集人」となり、全ての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要

2. 現状制度の弊害

① 顧客利便性の低下

- ✓ 義務対応となる事業報告書作成は、全乗合保険会社からの情報収集等、業務負担が非常に大きい。事業規模が必ずしも大きくなるわけではないため、課される義務への対応負荷を考えた場合、所属保険会社を14社以内に抑える動きを起こしている
- ✓ 「豊富な選択肢」というニーズを満たそうとした場合、所属保険会社が15社以上になることは十分考えられるが、条件に該当しないように所属保険会社数を制限するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じている

② 事務負担の増加

- ✓ いずれかの業態が条件に該当した場合、全ての業態で事業報告書を作成しなければならず、事務負担となっている

3. 想定される効果

① 顧客利便性の向上

- ✓ 15社以上の保険会社の取扱をしていくことで、多くの保険商品を揃えることが可能となり、顧客の意向に沿った商品を提供しやすくなる。

② 事務負担の減少

- ✓ 事業報告書作成義務軽減による事務効率化

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

保険業法 303 条、304 条、保険業法施行規則第 236 条の 2

No. 4 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃

I. 要望の具体的内容

顧客ニーズの多様化・高度化等に対応する観点から、銀行取引を通じて得た非公開情報の保護措置を撤廃していただきたい。本規制は利用者保護の観点から設けられているが、銀行は、法律や監督指針の下で情報管理や顧客保護など、法令順守のための内部管理態勢が十分に構築されており、過度な規制である。

また、「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成 29 年 3 月公表）においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨を行うべき」としているが、本規制により、電話でのコンサルティング、資産形成に向けた総合提案等の阻害要因となっている。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 銀行が①顧客の預金情報等を保険募集業務に利用する場合、または②顧客の非公開保険情報を銀行業務等に利用する場合、書面その他の適切な方法による顧客の事前同意が必要

2. 現状制度の弊害

①電話コンサルティングへの支障

- ✓ 新型コロナの影響もあり、電話での資産相談のコンサルティングも増加。保険の話となることもあるが、事前同意を得ていないと詳細な説明ができず、電話口で事前同意を依頼することで、顧客の心的負担などにより断られる事例がある

②顧客利便性の阻害

- ✓ 顧客の大半は、銀行が顧客の取引情報を利用してセールスを行うことは当たり前との認識。顧客から「わざわざ事前に書面で同意・確認までしなければ提案が受けられない点は非効率」、「何故そのような面倒な手順を踏まなければ提案を受けられないのか」という反応が多い
- ✓ インターネット等で様々な情報収集ができる一方で、インターネットを不得手とする顧客（特に高齢者）との情報格差はますます広まりやすくなる環境。後者に対しては同意取得がなければ、情報提供ができない状況

③総合的な提案の支障

- ✓ 資産相談において、投資信託や i D e C o、生命保険など幅広く説明することが多いが、個別具体的な商品説明をしようとした時、生命保

険だけは事前同意がないと、具体的な説明ができず、総合的な提案の支障である

3. 想定される効果

- ✓ 顧客ニーズの多様化・高度化に対応した金融サービスの迅速な提供が可能
- ✓ 継続的な取引の中で把握した情報を基に、個々の顧客に相応しい商品・サービスを検討・勧誘することは、顧客の潜在的な課題の明確化につながり、結果として顧客の利益になる提案につながる

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

保険業法施行規則第 212 条

不動産仲介業務関連

No. 5 「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

I. 要望の具体的内容

従来から、地域においては企業の事業承継、事業再生は重要な課題であるが、コロナ禍の影響もあり、今後、M&Aによる事業譲渡、事業再生に関する銀行への相談が増加することが見込まれる。

地域の企業と産業、雇用を守るとともに、地域の企業の活力向上のため、「事業承継支援・事業再生支援」で必要な場合に限り、銀行による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない

2. 現状制度の弊害

（地域の実情）

- ✓ 中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在
- ✓ 地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行に集まる傾向。また、銀行は日頃の取引先への訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報（ニーズ）を取得

（事業承継・事業再生支援について）

- ✓ 事業承継・再生支援では、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い（売買、賃貸継続等）で調整が必要。支援に深く関与するほど、不動産処分の話も多く出てくるのが実情であり、不動産の取扱いが重要となる事案が多い
- ✓ また、事業再生局面では、業績の悪化した取引先が、会社又は経営者所有の不動産売却による債務圧縮を検討する事例が往々にある

（制度の弊害）

- ✓ 地域の企業が、物件売却先や賃貸先を探す際、不動産業者の情報に限定される。情報が限られるため、需給のミスマッチ（案件の不成立、進展の遅れ）につながり、事業承継・事業再生の進展の阻害要因の一つになっている

3. 想定される効果

- ✓ 銀行が既に保有している「地域の幅広い企業の不動産ニーズ」やコネクションを活用して、引受先を探すことができ、事業承継・再生支援

の進展が期待

- ✓ 企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行にも売却先選定を依頼することで、不動産に関する情報をより広く取得可能。不動産情報の幅が広がることで、企業は、より早く、より有利な条件で不動産取引を行える可能性が高まる

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

業務の範囲（銀行法第 10 条）、銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）、銀行の子会社の範囲（銀行法第 16 条の 2 第 1 項）

No. 6 地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

I. 要望の具体的内容

地域の人口減少・少子高齢化が進むなか、地域金融機関が担うべき役割は非常に大きく、地域経済発展への貢献が求められている。「まちづくりのための特定の事業」に限定し、銀行が、再開発事業、コンパクトシティ形成事業、不動産仲介業務の取扱うことを解禁して頂きたい。

上記の「まちづくりのための特定の事業」には、例えば金融機関と自治体等が締結している「地方創生等に関する連携協定」に係る事項^(注)が考えられる。

(注) ①地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出、②まちの活性化・観光の振興、③子育て支援、まちづくりの推進、④定住・移住の促進、⑤空き家の利活用、空き家の発生未然防止等の観点が掲示。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。

2. 現状制度の弊害

- ①自治体等より、地方創生としての「まちづくり」に、より深い関与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できない。
- ②過疎地域では、大手不動産会社が少なく、地域活性化事業に携わる事例が稀。それを銀行で補完できない。
- ③銀行は、取引先への訪問、自治体との連携によって、不動産開発に係る地域のニーズ・情報を保有しているが活用できない。その結果、地場企業が、物件を探す時、情報は不動産業者に限定。
- ④銀行は、移住促進・空き家対策ローンを提供しているが、関与が限定的。顧客は、地方への移住の際に、銀行と不動産業者に個別対応し、負担も大きい。

3. 想定される効果

- ①自治体への貢献
銀行が、自治体事業に深く関与し、より有効な計画策定を支援可能。また、複合商業施設開発等では、情報力を活用し、地域内外からのテナント誘致も期待。
- ②過疎地域の活性化
大手不動産会社等が手掛けにくい過疎地において、地域金融機関による不動産仲介業務を行うことで、地域活性化が期待。
- ③事業者の利便性向上
企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行にも依頼を行うことで、情

報を広く取得。より早く、より有利な条件で取引を行える可能性が高まる。銀行が物件購入資金と合わせて、地域内の古民家活用も勧められれば、地域活性化の効果も期待。

④ 空き家対策への貢献

総務省「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は約 848 万戸、20 年前の約 1.5 倍に増加し、喫緊の課題。銀行が、移住促進・空き家対策ローンと併せて、移住希望者に不動産情報を提供することで、顧客利便性向上・空き家対策への貢献が可能。

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

業務の範囲（銀行法第 10 条）、銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）、銀行の子会社の範囲（銀行法第 16 条の 2 第 1 項）

割賦販売法関連

No. 7 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

I. 要望の具体的内容

顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。

現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当
- ✓ 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している

2. 現状制度の弊害

（制度の趣旨）

- ✓ 割賦販売法改正は、悪質な販売業者からの消費者保護の観点で行われたもの

（制度の弊害）

- ✓ 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている
- ✓ 国等の一定の関与が認められる教育機関（国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等）の提携先であれば、消費者（顧客）に不利益を与える可能性が極めて低い
- ✓ 金融機関にとって、提携教育ローンを取り扱う場合に必要な負担（割賦販売法に基づく規制・ルールへの対応）は、現状の教育ローンの取扱い状況からみて過大であるため、提携教育ローンを取り扱うことができない（顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情）。

3. 想定される効果

- ✓ 新型コロナウイルスの影響により、収入が減少する家庭の増加が想定され、教育ローンの存在意義は今後高まっていく。銀行が取り扱う教育ローンは、家計の経済的な負担軽減が可能
- ✓ 地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中

是正等にも寄与すると考える

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）

No. 8 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外

I. 要望の具体的内容

空家等の活用・住宅改善にリフォームは必要であり、一定条件を満たす提携住宅ローンに限り、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。

政府は、平成 27 年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅活用を促しているが、地方では高齢化・人口減少により、空家対策、移住・定住に向けた取組みの必要性はより高まっている。また、近年の災害増加により、災害に備えた居宅改修需要も発生している。

例えば、提携先をリフォーム登録事業者（国土交通大臣により指定された受託瑕疵担保責任保険法人へ登録された事業者）又は自然災害関連の改修に限定する、提携先の財務内容チェック等の方策をとる場合、規制対象外として頂きたい。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 銀行等の取扱うリフォームローンについて、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第 2 条第 4 項に規定する個別信用購入あっせん業に該当
- ✓ 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している
- ✓ 上記規制（改正割賦販売法）は、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブル増加が背景と理解しており、趣旨は理解できる

2. 現状制度の弊害

- ✓ 現行規制下ではハウスメーカー等と業務提携（提携住宅ローン）を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、銀行は、リフォーム業務を業務提携の内容から除外し、対応
- ✓ 提携しているハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっていることに顧客の理解が得られにくいのが実情。利用者の利便性、低利での資金調達への阻害要因になっていると考える

3. 想定される効果

- ✓ 銀行が、空家対策、移住・定住、災害対応に係るリフォーム需要にも対応ができ、上記課題の進展が期待
- ✓ 銀行がリフォームローンの提携をすることができれば、顧客にとっては資金調達に関して利便性が向上

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）

A T M 関連

No. 9 海外発行カード対応 A T M での引出手数料に関する利息制限法の緩和

I. 要望の具体的内容

海外発行のクレジットカード・キャッシュカード（以下、「海外発行カード」という）対応 A T M での引出手数料を柔軟に設定できるよう、利息制限法等で定める A T M 利用料の上限の例外としていただきたい。

従前より、政府は、訪日観光客数増加に向けた施策を実施。日本のキャッシュレス決済比率は進みつつあるが、未だ現金取引が中心であり、観光庁の「訪日外国人の消費動向」調査によると、訪日観光客の 95.3% が現金決済を利用している状況。

コロナ後も見据え、訪日観光客による利便性確保のためには、海外発行カード対応 A T M（以下、「当該 A T M」という）の維持・拡充が必要であるため、引出手数料を柔軟に設定できるようにしていただきたい。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされない A T M 利用料の上限は、1 万円以下の額 110 円、1 万円を超える額 220 円と定められている

2. 現状制度の弊害

- ✓ 国内銀行は、当該 A T M を利用する場合、国際ブランドの A T M 利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料を支払う。これらの手数料は、当該 A T M 手数料の上限を上回る場合があり、赤字となっている例がある
- ✓ 手数料が設備維持の原資の一つであるため、手数料固定化により、当該 A T M 設置台数増加によるサービス向上の支障になるだけでなく、将来的なサービス低下（当該 A T M 削減）につながる可能性がある

3. 想定される効果

- ✓ 海外発行カード対応 A T M の維持・増加、訪日外国人観光客の利便性向上
- ✓ 当業態だけで当該 A T M 24 台増加、約 19 万人のインバウンド客への対応への対応が可能となることが期待される
(計算式)

新規設置台数 24 台（見込値）×約 8,300 件／年（当該 A T M の 1 台あたり利用実績件数）=199,200 件／年

- ✓ 訪日観光客からの手数料について、1件あたり400円とすることができた場合、当業態だけで年間79百万円程度（@400円×199,200件）の増収が期待でき、日本全体で考えれば、相応の収益向上が期待できる

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条

信用保険制度関連

No. 10 中小企業信用保険制度の対象業種の追加

I. 要望の具体的内容

円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。

現状、農業信用保証保険制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業である。コロナ禍において、日本国内での自給体制が様々な分野で課題として挙げられ、農業・林業・漁業という第1次産業を守る重要性は、より高まっている。中小企業政策審議会金融WGとりまとめ（平成28年12月20日）を踏まえ、商工業とともに行う農業の実施する際に必要となる事業資金の借入に際し、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでいるが、より一層の見直しを要望する。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 中小企業信用保険制度の対象は中小企業であり、農業・林業・漁業は非対象。ただし、セーフティネット保証5号の指定業種として、指定期間付で一部が対象になるケースはある
- ✓ 農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースはある
- ✓ 中小企業政策審議会金融WGとりまとめ（平成28年12月20日）において、「各地域に根ざし公的性質を有する保証協会の取組として、地域の課題に対応するため自治体等と連携した保証メニューの開発（将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む）（中略）等を通じて、地方創生に一層の貢献を果たすことも重要である。」と報告がなされている

2. 現状制度の弊害

- ✓ 農林漁業者は、農林漁業信用基金の保証を受けるために出資金が必要。また一定金額以上では原則担保が必要であり、条件が厳しい
- ✓ 銀行は、農業制度資金における農業信用基金協会保証委託契約を利用するにあたり、保証枠の25%程度を負担金として費用計上し、拠出する必要。また代位弁済時には10%程度の拠出金負担が銀行に必要となる等、負担が大きい
- ✓ 米の生産加工販売業者から新型コロナ関連融資の相談があり、保証協会へ保証相談したが、米の生産を行っていることから、保証対象外業種で

謝絶となった案件があった

3. 想定される効果

- ✓ 銀行が農林漁業者ごとの実情に応じた条件設定・提案ができ、農林漁業者により円滑に安定した資金供給を行うことが可能

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

（該当法令等） 中小企業信用保険法第2条

電子納付関連

No. 11 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進

I. 要望の具体的内容

税・公金収納・支払は紙処理が中心であり、社会全体で大きな費用負担である。また、紙媒体のため、コロナ禍における感染防止を目的とした非対面・非接触対応を進める上での障害の一つとなっている。

電子納付を一層推進することは、社会全体（国・自治体、金融機関、納税者）の費用削減・利便性向上・感染防止につながるため、利用周知だけでなく、例えば、納税者に対しては、申請期間延長、税控除など窓口納付と非対面納付で納付額に差異を設ける、電子納税の義務付け等、電子納付を選択しやすくなるようなインセンティブを設けて頂きたい。また、推進面での支援（納付書の QR 決済推進、電子納付のシステム導入補助）も併せてお願いしたい。

II. 要望理由（具体的内容等）

1. 制度の現状

- ✓ 大法人の電子申告は義務化されているが、その他の経済的・非経済的なインセンティブはない
- ✓ 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税／法人税・消費税の申告手続きについて、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率100%に向けた取組の検討を行う」とされている
- ✓ 従来から、各金融機関は、各種の電子納付サービスの体制を整備するとともに、税・公金の電子申告を顧客へ周知しているが、個人・事業者の根強い紙文化等もあり、周知啓発だけでは、大幅な利用向上につながらないのが実情
- ✓ 各金融機関から自治体等にも税公金関連の依頼をしているが、各自治体だけでは進まず、国が強く主導していく必要

2. 現状制度の弊害

- ✓ 2018年に実施された全銀協の調査によると、電子納付の割合は32%程度。また、税・公金収納等に係る金融機関の推定コストは約622億円/年。また、電子納付対応のため、金融機関はシステム改修コストを別途負担している
- ✓ 自治体によっては、振込等のデータを「フロッピーディスク」で、銀行へ持込む、紙媒体で倉庫に保管、手作業で処理しているところもあり、金融機関だけでなく、社会全体で相応のコストになっている

ると推測

- ✓ 紙媒体での窓口処理により、感染防止のための非対面・非接触での対応につながらない側面がある

3. 想定される効果

- ✓ 電子納付により上記の金融機関のコストだけでなく、自治体等においても事務処理・帳票の保管コストなど削減が見込まれ、社会全体で効果が期待
- ✓ 非対面・非接触での対応による感染予防

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

電子情報処理組織による申告（法人税法第75条の三）

AML/CFT 対策関連

No. 12 銀行の継続的顧客管理に対する公的な支援

1. 要望の具体的内容

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行の照会に対する顧客の回答を確実にするための措置・公的な支援について、ご検討いただきたい。

ドイツやスウェーデンなど海外においては、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。例えば、日本国内においては、銀行が継続的顧客管理のために、顧客にDM（ダイレクトメール）・電子メール等で調査を行う際に、顧客の回答を義務化（または義務化に相当する措置）することなど、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に向けた支援策をご検討いただきたい。

2. 要望理由（具体的内容等）

①制度の現状

2021年8月30日に政府によって公表された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」は、2024年春までに継続的顧客管理の完全実施を掲げている。

上記を踏まえて、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う「継続的顧客管理」の対応を行っている。

②現状制度の弊害

銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、顧客に対して、費用をかけて調査票の郵送等を行っているが、顧客の制度に対する理解が進んでおらず、回答率が低くなっている。現状の制度では、十分な費用対効果を上げられない状況にある。

③想定される効果

法令（若しくは、法令に準じる措置）によって、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば（若しくは、積極的な協力が得られれば）、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する。

3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

No. 13 法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充

1. 要望の具体的内容

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が、法人の実質的支配者情報の情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。

上記を踏まえて、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」の登記の義務化をご検討いただきたい。

2. 要望理由（具体的内容等）

①制度の現状

銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、「実質的支配者情報」の把握に努めている。

また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始される。

②現状制度の弊害

「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されていること等の課題がある。

③想定される効果

本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。

3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則
第1条、第2条、第7条

No. 14 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加

1. 要望の具体的内容

より適格・適正な本人確認のため、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される基本4情報（①氏名、②生年月日、③性別、④住所）に「氏名読み仮名」情報を追加していただきたい。

2. 要望理由（具体的内容等）

①制度の現状

2016年1月より、行政機関等の利用に限られていた「公的個人認証サービス」^(注)の利用対象が、民間事業者へ拡大された。

銀行は、同サービスを活用することで、顧客の初回取引（例：口座開設等）の際に、申込者の実在性および基本4情報（①氏名、②生年月日、③性別、④住所）を正確・確実に把握することが可能となった。

(注) 公的個人認証サービスは、オンラインでの申請や届出といった行政手続やインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。顧客は、ICカードリーダーライターやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信し、民間事業者は顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行うことが可能。

また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)により、公的個人認証サービスにおいては、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4情報を取得することが可能となる予定である。これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等を行うことなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる見込み。

②現状制度の弊害

上記情報においては、氏名の読み仮名がなく、銀行の顧客情報データベースの精度向上、事務手続きにおいて支障となっている。

③想定される効果

銀行の顧客情報データベースの精度向上、円滑な事務手続きによる顧客利便性の向上。

3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号

改正電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項

No. 15 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し

1. 要望の具体的内容

本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一するとともに、本人特定事項の手書きを廃止していただきたい。

2. 要望理由（具体的内容等）

①制度の現状

本人確認書類として使われる住民票・印鑑証明書・健康保険証等については、フォーマットが発行主体によって区々である。

例えば、全国健康保険協会（協会けんぽ）によって発行される健康保険証は、裏面に住所が記載されており、国民健康保険被保険者証は表面に住所が記載されているなど違いがある。また、健康保険証の住所は、手書きで記されているものもある。

②現状制度の弊害

フォーマットが異なる本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、手入力となっており、デジタル化の支障となっている。

③想定される効果

本人確認書類の機械的な読み取りによるデータ取得・事務の効率化。

3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

—

以 上